

中 企 団 加 盟 の 社 会 保 険 労 務 士

あなたを直接サポートする、力強い社会保険労務士のご紹介です。

プラセール社会保険労務士法人

〒168-0064 東京都杉並区永福4-4-2 MONビル4階

Tel:03-5376-5576 / Fax:03-5376-5577 / E-mail:info@placer.or.jp / URL:http://www.placer.or.jp/



プラセール社会保険労務士法人では、会社が成長するための信頼できるパートナーとなることを目指しております。

弊所では主に、給与計算や社会保険の手続き、助成金支給申請、賃金制度の構築などに取り組んでおります。また、お客様にご満足いただけるよう、常に誠実であり、プラスαのご提案をさせていただくことを心掛けております。事務所名の「プラセール(placer)」とは、スペイン語で「喜び」を意味します。『お客様から感謝のお気持ちをいただくことが、私たちの「喜び」です』。そんな思いが込められております。

～主な業務～

- 労務相談
- 給与計算
- 助成金申請
- 教育研修
- 就業規則の新規作成・変更
- 社会保険手続
- 各種制度構築
- 障害者雇用に関する相談

その他、各種セミナーや、障害年金の申請に関するご相談・メンタルヘルスに関するご相談など、個人向けサービスも承っております。お気軽にお問い合わせください。



弊所の強みは、世代の異なる2人の社労士が、お客様が抱える問題点を多面的に捉え、より良い改善策をご提案できることです。



弊所では基本的に2人でお客様に訪問いたします。そこでお客様からご相談いただいた内容について、2人の異なる視点から問題点を捉えます。そして、改善策について、お互いの視点・感性・経験を摺合せ、社労士法人としての結論を導き出します。

杓子定規ではなく、お客様のお立場やお考えなどを十分に咀嚼・勘案したうえで、お客様にとって最も相応しく、適切なご提案をさせていただきます。

弊所の理念である「Preventive Law」(予防法務)のもと、労務トラブルの要素を未然に防ぎ、会社の成長をサポートいたします。

「Preventive Law」(予防法務)とは、トラブルが起きてから対処するのではなく、日々の労務管理や制度構築・運用などをお手伝いさせていただくことにより、トラブルを未然に防ぐことです。

例えば、最近では従業員に配慮した就業規則を作った結果、それが悪用されるケースも増えています。訴訟を目的として、わざと解雇されるために入社する従業員もいるのです。しかし、人手不足に悩まれている中小企業では、採用基準や就業規則などが甘くなりがちです。

いざという時ために、就業規則の一文を少し変えるだけで、トラブルから企業を守る場合もあります。そのためにも、しっかりと見極める手段をご提供させていただくことが、私たち社会保険労務士の仕事です。



Asakura Shigeo
朝倉 成夫

約35年間、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)に勤務し、その後社労士となる。中高年以上の気持ちを理解したアドバイスをすることができる。



Hara Saiko
原 彩子

銀座アスター食品(株)、IT企業の管理本部での勤務を経て社労士となる。信頼に基づく「元氣な会社づくり」のお手伝いを目指している。

お気軽にお問い合わせください ➡ ☎ 03-5376-5576